

横須賀ごみ処理施設「エコミル」稼働に伴うごみと資源物の分別変更について

横須賀ごみ処理施設「エコミル」の稼働に伴い、令和2年1月からごみと資源物の分別区分を一部変更します。

分別区分の主な変更点と市民への啓発方法については次のとおりです。

1 分別区分の主な変更点について

- (1) 「不燃ごみ」から「燃せるごみ」になるもの
 - ・容器包装プラスチック以外のプラスチック製品
 - ・ゴム類
 - ・ロープ・ホース類
 - ・その他 保冷剤、アルミホイルなど
- (2) 「粗大ごみ」から「燃せるごみ」になるもの
 - ・スキー靴
 - ・キーボード (パソコン)
- (3) 「粗大ごみ」から「使用済み小型家電」になるもの
 - ・マウス (パソコン用) ※「燃せるごみ」でも可
 - ・ヘッドフォン ※「燃せるごみ」でも可
- (4) 「不燃ごみ」から「使用済み小型家電」になるもの
 - ・電気コード、AV ケーブル、延長コード ※「燃せるごみ」でも可
- (5) 出し方が変わるもの
 - ・塗料のスプレー缶 → 他の「不燃ごみ」とは別袋回収
ごみ収集車両や処理施設での火災の原因になるため、塗料のスプレー缶だけを透明な袋に入れて「不燃ごみ」として出させていただきます。
- (6) 「集団資源回収」から「粗大ごみ」になるもの
 - ・ガステーブル、金属製ストーブ、ファンヒーター (石油・ガス)

2 市民への啓発方法について

- (1) 町内会・自治会等の協力による「ごみトーク」の開催 (5月～)
- (2) 各行政センター等の市内10か所で市主催の「ごみトーク」を開催 (11月)
- (3) ごみ収集車による啓発放送 (11月～12月)
- (4) 「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットの全戸配付 (9月～)
- (5) 外国語版 (5か国語) パンフレットの配付 (12月)
- (6) 広報よこすか12月号 (1～3ページ) に特集記事掲載
- (7) 広報掲示板にポスター掲出 (10月25日～11月9日)
- (8) ごみ集積所に分別変更お知らせシールを貼付 (11月18日～)
- (9) ホームページ・ごみ分別アプリを更新 (12月)
- (10) 神奈川県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会神奈川支部にパンフレット配付等の協力依頼 (11～12月)